地方税法 及 Ű 国 有 資 産等 所 在 市 町村 交付 金法 0) 部を改 正 す る法 律 要綱

地 方 税 12 関 新 成 長 戦 略 \mathcal{O} 実 現 並 び に 税 制 \mathcal{O} 公平 性 \mathcal{O} 確 保 及 び 課 税 \mathcal{O} 適 正 化 \mathcal{O} 観 点か 5 要請 され る 特 に

特 措置 に つい 土 一地に係る 定資産 一税及び 計 画 税 1

喫緊

 \mathcal{O}

課題

に

対

応するた

め、

自

動

車

取

得

税

に

係

ぶる環境

 \sim

 \mathcal{O}

負

荷

0

少な

1

自

動

車

中を対象.

とし

た税率

 \mathcal{O}

軽

減

等

 \mathcal{O}

地 にこ

係

る

据

置

特

例

を廃止

しつつ平

·成二十

应 年

度

0

評

価

替

えに伴う税

負

担

 \mathcal{O}

調

整

一を行り

う

Í

か、

税

負

担

軽

減

措

置

例 て要件を変更して 延長するとともに、 る固 都 市 に 0 7 住 宅 用

等 \mathcal{O} 整 理 合 理 化 等を行うこととし、 次のとお ŋ 地方税法 及び 国 [有資· 産 等所 在 市 町 村 交付 金法 \mathcal{O} 部 『を改一 正 す

るも \mathcal{O}

第 地方 税 法 に 関 す る 事 項

道 府 県民 税及び 市 町 村民 税

1 公的 年 金等に係 る所得は 以外 \mathcal{O} 所得を有しなか った者が寡婦 (寡夫) 控除を受けようとする場合 の申

告 書 \mathcal{O} 提 出 を不要とすること。 (第 四 十五条 の 二、 第三百 十七 条 の 二 関 係

2 給 与支 払 報告 書 又 は 公的 年 金 **等支払** 3報告書 (以 下 「報告 書 とい う。 を 提 出 する場合 に お 1

給与支払 報告書に あ 0 て は 所得 税 に係 る給与 所得 \mathcal{O} 源 泉 徴 収 票の 提 出 12 つい て、 公的 年 金等支払報告

なければならない者は、 書にあっては所得税に係る公的 付する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提供しなければならないこ のとされる事項を電 子情 当該 報 処 理 報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理 年金等 組 織を使用 \mathcal{O} 源泉徴収 して送付する方法又は光ディ 票の提出について、 当該 スク等を提出 源 泉徴収票に記 組 織を使用して送 する方法に 載すべきも よら

ととすること。 (第三百十七条の六関係

3 居住用 財 産 の買換え等 の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。 (附則第四

条関係)

4 特定居 住用財力 産 の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。 (附則第四条の二 一関係)

一事業税

12 する法律に 開 新 始 関 する事 西国 規定する 際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港 業年度に る指定会社について、平成二十四年四月 限り、 資 本 金等の 額 から、 当該資 本 金等の額 日 か の一体的 ら平成二十六年三月三十一日 の六分の五に相当する金額を控除 かつ効率的な設置及び管理 「まで」 \mathcal{O} に関 す 間

る資本割 の課税標準 の特例措置を講ずること。 (附則第九条関係

1 新 関 西 玉 際 空港 株式会社 が、 関西] 玉]際空港 及び大阪 国際 空港 の 一 体的 か つ 効率的 いな設置す 及び管 理に

関する法律に規定する事業の用に供する一定の不 動産を取得した場合等について、 非課税とする 特 例

措置を講ずること。(第七十三条の四関係)

2

生

前

一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、

徴収猶予を十年以上

(貸付け時

に お いて六十五歳未満で ある場合には、二十年以上) 受けてい る者が、 農業経 営基盤 強 化 促 進 法 \mathcal{O} 規

定に基づ き農地等 \mathcal{O} 貸付 け を行 ったときは、 徴 収 猶 予 \mathcal{O} 継 続 を認めることとすること。 **(**) 則 第

条関係)

3 特 例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二十年十二月一日 「 前 か ら設

置 L てい る図書館、 博物館及び幼稚園 において直接その用に供する不動産について、 不動 産取得税 を

非課税とする特例措置を講ずること。(附則第四十一条関係)

4 警 戒 区 域 **改設定指** 示 区 域 内 に 所在 して 7 た家屋 に代わ るものとして取得された家屋 12 に係る不 動 産 取 襣

税 \mathcal{O} 課 税 標準 \mathcal{O} 特 例 措置 に つい て、 対象となる家屋を居住 困 |難区域 (平成二十三年三月十 日 に 発生

三月 さな 当 除される見込みであるとされた区域を除く。 定する旨 を行うことを求める指示、 ŋ L た東北 該 原 家 い区域として総務大臣 子力災害 (新築家屋に 產 (T) 地方太平 \mathcal{O} 公示が 取 . 対策· 得 期 本 洋 あ 限 あ -沖地震 ってい 部 を同 0 た 長 は 日 が 日 勧告、 に 市 カゝ が指定して公示した区域をいう。 に伴う原子 年) お 町 5 当該 村長又は 1 を経 、て所在 助言その他の行為を行うことの指 居 過す 住 力発電 都道 していた家屋に代わ 困 る日 難 以 下 府 所 X の事 ま 域 県 知事 での \mathcal{O} 「避難指示 が故に記 指 間とすること。 定 に を解 関 対 L して原子力災害対策 除 て るものとして取得 区域」という。) 以下同じ。) 行 する旨 0 た住 示 0 \mathcal{O} (附則第 公示 民に 対象区域 内に当該居住 が 対 され 特 五. あ のうち当面 L 十 莂 避 0 (近く当該 清措置: 難 た た家屋 条関 のた 日 困 法 カゝ 5 難 |の居 8 係 とした上、 0) 指 規 起 区 \mathcal{O} 域 算 住 <u>7</u> 定 示 を指 に が 退 によ 適 解 き

得され 指定する旨の公示 1 た土 警戒区域設定指 地 た土地に係 にこ 代 わ るものとし る不動 が 示 あっ 区域内に所在 た 産 日 取 て取得され 得税 に お 7 0 していた家屋 課 て当該居 税標準 た土地 た日から起算して三月を経過する日までの とし 住 の特例措置 の敷地 困 た上、 難 区 域内 の用に供されてい 当 該 について、 に 所在 土 地 して \mathcal{O} 対象となる土地を居住 取 得 **,** \ た家 期 た土地に代わるものとして取 限 を 屋 同 \mathcal{O} 敷 日 か 地 \mathcal{O} 6 当 用 該 に 困 供され 四難 区域: 居 住 困 難 7 を

5

区

域

 \mathcal{O}

指定を解除する旨の公示があ

0

間とすること。

附

則第五十一条関係)

6 警 戒 区 域 設定 指 示 区域内に所在してい た農用は 地 に代わるものとして取得された農用 地 12 係 る不可 動 産

取 得 税の 課税標準 \mathcal{O} 特例措置について、 対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があ つ

た日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした

上 当該農用 地 0 取得期限を同 日 から当該居住困 **|難区域** の指定を解除する旨 の公示が あった日 から起

算して三月を経過 する日ま での間とすること。 (附則第 五. + -条関係

7 東 日 本大震災に ょ ŋ 被災 L た鉄道事 業法に規定する第 種 鉄道事業者が、 東 日 本大震災により 鉄 道

事 業 \mathcal{O} 用に供することができなくなった鉄道施設であって同 法に規定する鉄道 事 ·業 の 休 止 等 \mathcal{O} 届 出 に

係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地 の用に供する土地を平成二十九年三月三

十 一 日までの間に取得した場合について、 課税標準の特例措置を講ずること。 (附則第五十一 条の二

関係)

8 次 0 とお り課 税 標準 \dot{O} 特 例措 置等 \mathcal{O} 適 用 期限 を延長すること。

(-)新築住 宝を宅 地 建物 取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の 日 か .. ら 一 年 (本則六月)

を経過した日に緩和する特例 措置 の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 **(**)

則第十条の二関係)

新築住宅特例 適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過

年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 (附則第

十条の二関係)

(Ξ) 河 ĴΪ 法 に規定する高規格堤防の整 備に係る事業のために使用された土地 の上に建築され ってい

屋 に つい て移転が 補 |償金を受けた者が当該土地 の上に取得する代替家屋に係 る課税 標準 0 特 例 措 置

 \mathcal{O}

適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一条関係)

(四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特

例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一条関係)

(<u>Fi</u>) 住宅及び土地 \mathcal{O} 取得に係る標準税率 (本則四%) を三%とする特例措置 一の適用 期限を平成二十七

年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の二関係

(7)宅地 評価土地 の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十七年

三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の五関係

9 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

(-)都市 再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地 域又は都市再生整備計 画 (T) 区域内において取

得する一定の新築家屋 (住宅の用に供するものを除く。 に係る課税標準の特例措置 (附則第十

条関係)

 (\Box) 独立 行 政法 人鉄道建 設 運 輸 施設整備支援機 構が 行う基盤整備 事 業に伴 1 日 本貨 、物鉄道株式会社

が 取 得す る家屋 に 係 る 課 税 標 準 \mathcal{O} 特 例 措 置 附 則 第十 条関 係

 (Ξ) 産業活 力の再 生 一及び 産 業活 動 の革 新 に 関する 特別措E 置 法に 規定する認定中 小企業承継事 業計

画に

従 って 譲渡され る不動産 に係る税額 0 減額措置 (附則第十 条の四 関 係

四 自動車取得税

1 般乗合旅客自 動 車 **下運送事** 業を経営する者が 取得する道 府 県の条例で定める路線 \mathcal{O} 運 行 \mathcal{O} 用に供 す

る 般 乗合用 のバ スに係る る非 課 税措 置 について、 その 適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長

すること。(附則第十二条の二の二関係

排出 ガス性能及び燃費性 能 \mathcal{O} 優れた環境負荷 の小さい 自動 車で初めて新規登録等を受けるものの取

得に係る非 課税措置について、 次のとおり対象を見直した上、 その適用期限を平成二十七年三月三十

一日まで延長すること。(附則第十二条の二の二関係)

→ 電気自動車

(_) 天然ガス自 動 車 のうち、平成二十一年十月一日 軍 両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の

ŧ のは、 平成二十二年十月一日) 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に

適合し、 かつ、 窒素酸 化 物 \mathcal{O})排出量 が当該基準に定める窒素酸 化物 \mathcal{O} 値 の十分の九を超えない もの

(三) プラグインハイブリッド自動車

四次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車 ·両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当

するもの

(1) 平成十七年十月一 日 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 (以 下

平 ·成十七年ガソリン軽中量車基準」という。) に適合すること。

窒素酸: 化物の排 出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 0) 匹 分 0

を超えないこと。

(2)

(3)エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー

消費効率」という。) が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事

項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成二十七年度以降の各年度におい て適用さ

れ るべきものとして定められたもの (以下「平成二十七年度基準エネ ル ギー 消費効率」 という

に百分の百二十 (平成二十七年度基準エネルギー 消費効率を算定す る方法によりエ ネ ル

ギ

消費効率を算定していない自動車 は、 平成二十二年度以降の各年度において適用され るべき

ものとして定められたもの(以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。) に百

分の百五十)を乗じて得た数値以上であること。

1 車 両 総重量 が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該

当するもの

① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排 出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 .. の 四 l 分 の

を超えないこと。

(2)

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

伍 次に掲げる軽油自動車

T 乗用車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保

安基準 (以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。) に適合するもの

1 車 声 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

① 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及

び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

ウ 車 両 総重量 が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもの

(1) 平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日)以降

に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 (以下「平成二十一年軽油重量車基

準」という。)に適合すること。

(2)窒素酸 化物及び粒子状物質の排 出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物

及び

粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得に係る税率を本特例措置 の適用がない ものとした場合 の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例

措置 について、 次の とおり軽 減 対象を見直した上、 その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延

長すること。(附則第十二条の二の三関係)

(-)次に掲げるガソリン自 動車

ア 乗用車 文は・ 車 - 両総 重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一

を超えないこと。

(2)

(3)エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十 (平成二十七年

度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していな い自動 車

は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八)を乗じて得た数値以上である

1 車 両総重量 が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該

当するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値 の四分の一

を超えないこと。

(2)

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

ウ 車 両 一総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該

当するもの

① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一

を超えないこと。

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

ア 車 両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該

当するもの

① 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及

び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

(3)

エネルギー

車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該

当するもの

1

① 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

ウ 車 両 .総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

① 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)窒素酸: 化物及び粒子状物質 の排出量が平成二十一 年軽油重量 車基準に定め る窒素酸 L 化物 及び

粒子 状物質 \mathcal{O} 値の十分の九を超えないこと。

(3)エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

工 車 両 総重量 が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもの

(1)平成二十一 年軽 油 重量 車基準 に適合すること。

(2)ネル 消費効率が平成二十七年度基準エネ ルギー消費効率に百分の百十を乗じて得

値以上であること。

エ

ギ

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得に係る税率を本特例措置 の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特 例

措置について、 次 0 とおり軽減対象を見直した上、 その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延

長すること。 附 則第十二条の二の三関係)

(-)次に掲げるガソリン自 動車

ア 乗用車又は 車 一両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、 次のいずれにも該当

するもの

- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一

を超えないこと。

(2)

(3)エネルギ ー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率 (平成二十七年度基準エネル

ギ Ì 消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない 自動車 は、 平成二十

年 ・度基準エネルギー 消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値)以上であること。

1 車 一両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)窒素 酸 化 物 の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一

を超えないこと。

(3)エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車 両 総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一

を超えないこと。

(2)

(3)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

次に掲げる軽油自動車

ア 車 両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

(1) 平成二十一年軽 油軽中量車基準に適合すること。

(2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及

び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

1 車 一両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

① 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)エネルギ] 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

ウ 車 両 総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもの

① 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び

粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)工 ーネルギ 消費効率が平成二十七年度基準 工 ネ ルギー消費効率以上であること。

工 車 両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもの

- ① 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2)エ ネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

5 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、 一定のハイブリッド自動車

及び一定の軽油 自 動車 (5において「低公害車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の

低公害車 \mathcal{O} 取得に係る税率 の特例措置を廃止すること。 (附則第十二条の二の三関係

6 排 出 ガ ス 性 能及び燃費性 能 \mathcal{O} 優れ た環境負荷 の小さい 自 動 車 (6において「環境対応車」

で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対 応車の取得に係る課税標準 \mathcal{O} 特例 措置について、次

のとおり電気自動車等を対象に追加した上、 その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する

こと。(附則第十二条の二の五関係)

(-)次に掲げる自動車につい て、 取得価 類から四十五万円を控除すること。

ア 電気自動車

イ 2口の天然ガス自動車

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 2個のガソリン自動車

オ 2分アの軽油自動車

カ 250ウの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

ア 3分のガソリン自動車

次に掲げる自動車について、

取得価額から三十万円を控除すること。

イ 3口ウ又はエの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。

(Ξ) 次に掲げる自 動 車について、 取得価 額から十五万円を控除すること。

ア 4分のガソリン自動車

1 4 (二) ウ又は エの軽油自動車 (ハイブリッド自動車に限る。)

般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車 (以下「路線バス等

7

という。)のうち、 一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるも O0 取得について、 当

該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、 取得価額から千万円を控除する特例

措置を講ずること。(附則第十二条の二の五関係

8 が三十人未満のものは、二百万円)を控除する特例措置を講ずること。 取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、 路線バス等のうち、 一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるも 取得価額から六百五十万円 (附則第十二条の二の五関係 のの取得について、 (乗車定員 当該

9 サ 月三十一日までに行われたときに限り、 ヮルデザ 般乗 インタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、 用旅客自動 :車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、 取得価額から百万円を控除する特例措置を講ずること。 当該 取得が平成二十七年三 定の ユ ニバ **(**) 1

10 十六年十月三十一日)までに行 月三十一日 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、 (分のトラックのうち車両 われたときに限り、 総重量が二十二トンを超えるもの及び口 取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を 当該取得が平成二十七年三 のトラックは、 平成二

(附則第十二条の二の五関係)

則第十二条の二の五

一関係)

- (\rightarrow) 亚 成二十 車 両 総 -四年四1 重量 が 月一 八トンを超えるトラック 日 以降に 適用されるべきものとして定められ (it ん引自 動 車 及び 被け た制 λ 引自動車を除く。)であって、 動装置 に係る保安上又は公害
- 防 止その他の環境保全上 の技術基準 · (以下 「制動装置保安基準」という。)に適合するも \mathcal{O}
- (\Box) 車 声 総重量が十三トンを超えるトラック (けん引自動車に限る。) であって、平成二十四年四月
- 日 以降に適用されるべきものとして定められ た制 動装置保安基準に適合するもの
- 11 警戒 区 域 設定指 示 区域 内 0 自 動 車 に代わるも 0 と道府は 県知 事 が 認め る自動車 として取得された自 動
- 車 12 係 る 自 動 車 取 得 税 \mathcal{O} 非 課 税 措置 に つい て、 次 いのとお り改め ること。 附 則 第五十二条関 係
- (-)成二十四年一月一 次に 掲げ る自 動車 日において警戒区域設定指示区域であった区域のうち立入りが困難であるため当 (以 下 「対象区域内用途廃 止等自 動車」 という。) 0) 避 難指 示区域であって平
- 該区域内の自 動 車 を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示し
- た区 域 (以 下 自]動車: 持 出 困 難 区域」という。) を指定する旨の公示があっ た日に お け る所有者等
- が、 対 象 区 |域内 用 途 廃 止 等自 動 車 に 代 わ いるも Oと道 府県 知 事 が 認 8 る) 自動 車 (以 下 代代 替 自 動 車
- という。 を取り 得した場合にお *(*) て、 当該取 得が 同 日 から平成二十六年三月三十一 日までの 間 に行

わ れ たときに限 b, 当該 5代替自3 動 車 0) 取 得に . 対 しては、 自 動 車 取 得税を課することができな ŧ $\tilde{\mathcal{O}}$

とする特例措置を講ずること。

ア 自 動 車持 出 困 難区域内に当該自動 東持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続して

あ 0 た自 動車で、 当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止 したも Ō

1 自 動 車持 出 困 難区域、 を指定する旨 の公示が あっ た 日 から当該自 動 車 持 出 困 難 区域 の指定を解除

する旨の公示 が あっ た 日 ま で の間 継 続 して当該 自 動 車 持 出 困 難 区 域 內 に あ 0 た自 動 車 で、 同 日 か

ら__ 月以 内 に 用 途を 廃 止 L 又は 引 取 業者 に 引 き渡 L た ŧ \mathcal{O} 等

ウ 自 動 車 持 出 木 難 区 域 を指定する旨 の公示 が あっ た 日 か 5 当該・ 自 動 車 持 出 困 難 区 域 の外 に 移動さ

せた日までの 間 継続 して当該自動 車 持出困難 区域内にあった自動車で、 同 日から二月以内に用途

を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

自 動 車 持 出 困 難 区 域 内 0) 自 動 車 (以 下 「対象 区 |域内自 動 車」 という。) の当該 自 動 車 持 出 困 難 区

域を指定する旨 \mathcal{O} 公示 が あ 2 た 日 に お ける所 有 者等 が 対象 区 域 内自 動 車 以 外 \mathcal{O} 自 動 車 以 下 他 0

自 動 車」 という。) を取得した場合において、 当 該 他 の 自 動 車 \mathcal{O} 取得をした後に、 対象 区 |域内 自 動

車 域 車が ら平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、 内 取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、 用 対 象区域-途 廃 止 等 内 自 用 途廃 動車 に 止 等自 代 わる 動 車 Ł 0 に該当することとなり、 と道 府県 知 事 が 認めるときは、 かつ、 又は当該徴収金を還付する特例措置を 当該 当該 他 当 の自 取得 該 他 動 L \mathcal{O} 車 た他 自 . (T) 動 取得に対 車 \mathcal{O} 自 \mathcal{O} 動 取 車 得 トを対・ する自 が 同 象 日 区 動 カン

講ずること。

五.

軽油

引取

税

次に 掲 げ る 軽 油 \mathcal{O} 引 取りに係る課税免 除 \mathcal{O} 特例措置につい て、 その適用期限を平成二十七年三月三十

日まで延長すること。(附則第十二条の二の七関係)

→ 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

 (\Box) 海上保安庁その他一定の者が 航路標識法の規定により設置し、 及び管理する航路標識 の電源の用途

その他公用又は公共 への用 に供する施設又は機械 の電源 又は動 力源 の用途で一定のものに供する軽 油 \mathcal{O}

引取り

 (Ξ) 鉄道 事 業又は軌 道事業を営む者その他一 定の者が 鉄道用 車 両、 軌 道 用 車両又はこれらの車 両 に類す

る 定 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} 0 動 力 源に 供 する軽 油 \mathcal{O} 引 取 n

(四) 農業 又 は 林業を営 Iむ者そ 0) 他 定 0) 者 が 動 力耕うん機その 他 *(*) 定 \mathcal{O} 機械 \mathcal{O} 動 力源に供 する軽 油 \mathcal{O}

引取り

(<u>Fi</u>) 陶 磁器製造業、 木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、

これ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 事業の事 業場にお いて使用する機械又は装置 0 動 力源の用途その他 \mathcal{O} 一定の 用途に供する軽

油の引取り

六 自動車税

排 出 ガ ス 性 能 及び 燃費性 能 の優れた環境 負荷 の小 さい 自 動 車 は 税率 を 軽 減し、 新車 新 規 登 録 か ら一定

年数を経過した環境 負荷の大きい · 自動 車 は 税率を重くする特例措置に ついて、 軽 減対象及び重課対 象 \mathcal{O}

見直 L を行った上、 以下の措置を講ずること。 (附則第十二条の三関係

1 環境負荷の小さい自動車

平. -成二十 应 |年度及び平成二十五年度に新車新規登録を受け た自動車に ついて、 当該登録 の翌年度に

次の特例措置を講ずること。

 (\rightarrow) に 化 十二年度基準エネルギー エ 工 ネ 定 ネ 物 電 8 ル 気 \mathcal{O} ル る窒 ギ ギ 排 自] 出] 動 量 消費効率を算定する方法によりエネルギー 車、 素 消 が 酸 費効率が平 平成十. プラグインハイブ 化 物 \mathcal{O} 値 七 消費効率に百分の百三十八) 成二十七 年十月一日以降に適 (以 下 平 IJ 年 度基 成 十 ツ ド 七 準 自 年 エ 動 ネ 窒 用されるべきものとして定めら 車、 素 ル ギ 酸 Ì 定 化 を乗じて得た数値以上 の排 物 消費効率を算定して 消 **登** 费 郊 率 排 畄 出 許 ガ ス 容 に 性 限 百 度 分の 能 を備 百 とい 7 + え . う。 た天 の自 れ な 伞 た排 1 自 然 動 成 車 出 動 <u>二</u> 十 ガ \mathcal{O} 兀 ガ 車 ス のうち窒素 分 ス 自 は 七 、保安基準 年 \mathcal{O} 動 平 度 車 を 成二 及 基 超 進 酸 準 び

 (\Box) 量 準 消 が エ 費効率を算定する方法によりエネ 工 亚 ネ ネ 成 ル ル 十 ギ ギ 七 年 消 消 室 費 費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値) 素 効率 酸 化 が 物 平 ·成二十 排 出許容限度の 七 ルギ 年 -度 基準 匹 消費効率を算定して 一分の一 エ ネ . ル を超えない ギ 消 費 以 上 分 率 ŧ 1 O0) な 平 に 自 \ \ 自動 つい 成二十 動 車 て、 車 のうち窒素酸 は、 七年 税率 -度基 平成二十二年 · の概 準 ね 化 工 百分の二 物 ネ \mathcal{O} ル ギ 排 度基 出

え

な

1

ŧ

 \mathcal{O}

に

0

1

て、

税

率

 \mathcal{O}

概ね

百

分

 \mathcal{O}

五.

+

を

軽

減

す

ること。

動

重

十五

を軽

減

すること。

として用い 次に掲げる自 るハイブリッ 動 車 (電 K 気自動 自 動 車、 車、 天然ガス自 般乗合用 のバス及び被け 動 車、 メタ ノー ん引自 ル 自 動 車、 動車を除く。)について、 ガソリンを内燃機 関 \mathcal{O} それ 燃料

(-)ガソリン自動車又は LPG自動車で平成十三年三月三十一 日までに新車新規登録を受けたもの

ぞれ次に掲げる年度以後に税率の概ね百分の十を重課する特例措置を講ずること。

新 車 新規登録を受けた日 から起算して十四年を経過する日 . (T) 属する年度

録 を受け たも \mathcal{O} 新 車 新 規 登 録を受け た 日 カゝ ら起算 して十二年を経過する日 0) 属す る年

警 戒 区 域 設定指 示 ·区域内 . の 自: 動車 に代 わるも のと道府県知事 が 認める自動車 として 取得された自 動

3

 (\Box)

軽

油

自

動車そ

 \mathcal{O}

他

の一に掲げる自

動

車

以外

 \mathcal{O}

自動

《車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登

車 に係る自動車税 の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自 1動車 一税の特別 例 措 置につ

1 て、 次のとおり改めること。 (附則第五十四条関係

 (\rightarrow) 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自 動車 税 に限り、 対象区域内用 途廃止等自 動 車 の自 動

+ 車 持 日 出 ま 困 かでの間 難 区域を指定する旨 に 対象区域 內 1の公示 用 途 廃 止等自 が あ 0 動 た 車 日 ーに代わる に お ける所 るものと道 有者等が、 府 県知事 同 日 が か ら平 認める自 成二十六年三月三 動 車 を取得し

た場合に お ける当該取得された自 動 車に対しては、 自動 車 税を課することができないものとする特

例措置を講ずること。

対象区 域内自 動 車の 自 動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が四の

11 (=) の適用を受けることとなった場合においては、 当該所有者等が取得した他の自動車に対する平

成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動 車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除

し

、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずること。

 (Ξ) 対 象 区 域 内 自 動 車 が 対 象区 |域 内 用 途 廃 止等自 動 車に該当することとなった場合には、 当該 対 象区

域 内 自 動 車 は、 自 動 車 持 出 困 難 区域を指定する旨の公示があった日以後自動車 税の課税客体である

自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずること。

七 固定資産税及び都市計画税

1 平 成二十四年度 \mathcal{O} 固定資産 税 の評価替えに伴い、 土地 に係る平成二十四年度から平成二十六年度ま

での各年度分の 古 定資産 税 及び 都市 計 画 税 \mathcal{O} 負担 に つい て 0) 調 整 措 置を次の とお り講ずること。

(-)宅地等に係 る固 定資産税及び都市 計 画 税 \mathcal{O} 額については、 当該宅 地等に係る当該年度分の税額が

額とし た場 宅 合には、 該商業地等 とすること。 地 前 等に 合 第二十二条、 年 -度分の \mathcal{O} た場合の税額 当該 税 つい の当該 額 に 税 ただし、 て 課 は 税 満 額とし、 年度 当該 標準 第二十 たな (以 下 宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額 7 0 特 額 ·四条、 に、 場 当該宅 価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の 例 合に 措 「宅地等調整税額」 当該 置 第二十 は 地等 0 適 年 当該 度の \mathcal{O} 用 -五条、 当 後 |該年 価 \mathcal{O} 税額とすること。 額) 格 第二十五条の三、 度 住住 に百分 という。 0 宅用: 価 格に十分の二を乗じて得 \mathcal{O} 地 に 五を乗じて得 保る課 を超える場合には、 附 第二十七条 則 第十 税 漂準 は、 た額 Ė 当該宅地等調 之 条、 . D 特 0 を 五、 第十 加 例措 た額を課 算 当該宅地等 八条、 第二十八条関 置 L 税額を超える場 の適 た 整 額 税 第十 税 を 標準額とし 用 額 課 調 を受け 整 八 が、 税 係 税 標 当 額 る 潍

額。 市 産税及び都市 (-)街 にか 以下同 化区域農地に係る課税標準の特 かわらず、 じ。 ・ 計 画 に対する 税の額については、 商業地等のうち負担水準 る割合をいう。 例措置の適用を受ける土地につい 前年度の税額とすること。 以下 同じ。) (前年度課税標準額の当該年度の価格 が • 六以上〇 (附則第 ては当該特例措置 ・七以下の 十八条、 土地 第二十五条関係 (住宅 に係 0 用地 る固・ 適 用 文は 定資 後 \mathcal{O}

(Ξ) (-)にかかわらず、 商業地等のうち負担水準が ○・七を超える土地に係る固定資産税及び 都市 計 画

税 の額については、 当該年度の価格に十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の 税額とす

ること。(附則第十八条、第二十五条関係)

(四) 農地に係る固定資産税及び都市計 画税の額については、 当該農地に係る当該年度分の税額が、 前

年度分の課税標準額に、 負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、 当該税額とすること。 (附則第十九条、第二十

六条関係)

負担水準の区分	負担 調整率
〇・九以上のもの	一•〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・○五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	<u>·</u>

(<u>Fi</u>) 三大都市圏 の特定市 の 市 街 化 区域農地に係る固定資産税及び都市 計画 税 の額について は 当該市

う。) 分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、 区域農地調整税額は、 乗じて得た額を加算し 街化区域 を超える場合には、 農地 に係る当該 当該市街化区域農地調整税額が、 た 額を課税標 年度分の税 当該市街化区域農地 準 額 が、 額とした場合の 前年 調整税額とする措置を講ずること。 度分の 税額 課税標準 当該市街化区域農地 (以 下 -額に、 市 当該. 街化区 年 度の 当該税額とすること。 域 の当該年度の価格に十 農 価 地 ただし、 調 格 整 に 百 税 分の 額 市街 とい 五. 化 を

(7)未 満 商 \mathcal{O} 業 範 地 等 囲内に に係 お る固 いて市 定資 産 町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準 税 及びに 都 市 計 画税 ĨZ つい ては、 当該 年度の価格 に十分の ・額とし た場 六以上十分 合 (T) 税額 の七 ま

附

則第十九条

 \mathcal{O}

匹

第二十七条の二関

係

でその税額を減額することができることとすること。 (附則第二十一条、 第二十七条の四、 第二十

(七) 住宅 用 地、 商 業 地等及び三大都 市 巻 の特定を 市 の市街化区域農地 に係る固定資産 屋税及び 都 市 計 画税

に

つい

て

は

前

年

-度分

の課税

標準

額

(前年度分

 \mathcal{O}

固定資

産

税

及

び都

市

計

画

税

について、

(六) 又

介は出

 \mathcal{O}

七条の五関係)

減額が行わ れてい る場合は、 その 減 額後 の税額に対応する前年度分の 課税標準 額) に百分の百十以

上 ることとすること。 例で定める割合を乗じて得た額を課 の割合で住宅用地、 (附則第二十一条の二、第二十七条の四の二、 商業地等及び三大都市 税標準額とした場 圏 の特定市 合 \mathcal{O} の市街化区域農地の区分ごとに市 税額までその 第二十七条の五 税 額 を減額することができ |関係) 町村 の条

2 準によって修正した価格 することが \mathcal{O} 利 平成二十五年度分又は平成二十六年度分の固定資産税に限り、 用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、 固定資 産 税の課税上著 を当該年度分の しく均衡を失すると認める場合にお 固 定資 産 税 0 課税標準とすること。 市町村長が修正 自然的及び社会的条件からみて類似 いては、 (附則第十 修正 前の 前 価格を課税標準と 0 七 価 条 格 を修 の 二 、 正 第 基

3 \mathcal{O} \mathcal{O} 固定資産 固定資産税 1による税負担 一税 の税 の課税標準額、 額を減額する場合のその減額す の調整措置 $\overline{\mathcal{O}}$ 調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準 適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、 る額を記載しなければならないこととすること。 額及び当該年度分 前年度分

十

九条の二、

第二十二条関係)

4 住宅用 地又は市 街 化区域農地に係る平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市

附

則第二十七

条

0

五.

関係

計 画 税 に 限 り、 次 0 措置を講ずること。 改 正 法 附]則第: 九 条 関 係

- (-)住宅 当 該 用 §宅地等 地 に係 調 る当該 整税額につい 年 · 度分 \mathcal{O} ては、 税額 が、 当該宅地等調整税額が、 宅 地 等 調 整 税 額 を超える場合 当該住· 宅用: こには、 地 この 当 当 該 該 宅 年 地 度 等 \mathcal{O} 調 価 整 格に十 税 額 لح
- 分の (-)に 九を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、 か か わらず、 住宅 用 地のうち負担水準が \bigcirc • 九以上の土地に係る固定資産 当該税額とすること。 屋税及び 都 帯 計 画税

 \mathcal{O}

額

E

0

, \

· ~

は

前年

度

の税額とすること。

- (Ξ) 税標準 市 える場合に 三大 街 化区 -額とし. 都 域農地 市 は、 巻 た場 \mathcal{O} 調 当 特 整税 合 該 定市 市 の税額を超える場合には、 額 街 \mathcal{O} が、 化区 市 街 当該市 域 化 農 区域 地 農地 街 調 化区域農地の当該 整 に係 税額とし、 る当該 当該税額とすること。 当 年度分の 該 年度の価格に 市 街 税 化 区 額 域 が、 農 市 十分の 地 調 街 整 化 九を乗じて得た額を課 税 区 域 額 農 12 地 つ **,** \ 調 7 整 税 は 額 当 を 該 超
- (四) る 固 (Ξ) 定 に 資 カン 産 か 税 わらず、 及 び 都 三大都市 市 計 画 税 \mathcal{O} 巻 額 の 特 に 0 定 市 ١ ر 7 \mathcal{O} は 市 街 化区 前 年度 ||域農地 \mathcal{O} 税額とすること。 のうち負担 水準が • 九以上 一の土地 に係

鉄道

事

業者等がその

事

業

の用

に供

す

る鉄道施設等を高

齢

者、

障害者等の移動等

 \dot{O}

円滑

化

この促進

に

関

事 する法 却資産について、 る特例措置を講ずること。 に より 律に 平 成二十 規定する公共 固 匹 I 年 四 定資 へ 交 通 産税及び都市 月 一 日 (附則第十五条関係 移 か 動 等円 ら平 計 滑化基準 成二十六年三月三十一 画 税の課税標準を取得後五年度間はその に適合させるために実施する 日 ま で 0 間 に取り 得 定の ľ 価格 た一 鉄道 定 の三分の二とす \mathcal{O} 駅 家 等 產 \mathcal{O} 改 及 び 良工 償

6 陽光、 固 に 定 掲 電気事業者による再生可 資 げ 風力、 Ź 産 規定 税 \mathcal{O} 水力、 課 の施 税 行 標準を取得後三年 地熱、 \mathcal{O} 日 カゝ 能エネ ら平 バ イオ 成二十六年三月三十一 ルギ 7 度間 ス を] ・電気の はその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。 電気に変換するもの 調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 日 ま で \mathcal{O} に限る。 間 に新たに取得され のうち 同 法 た 附 ŧ 則第 0 ついて、 条第三号 (附則 太

7 ち、 措置 港 関 0 に 直 西 体的 接 玉 つ ۲, 本 際空港株式会社が所有し、 て、 来 か つ効率 の事 そ \mathcal{O} 業 の用 的 対 象 な設置及び管理 資 に供する一 産 を新 関 定 西 又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産 0 に関する法律に規定する指定会社から借 玉 国際空港: 固定資産 株 式 に係る固定資産 会社 が 所 有 Ļ 税 及び 又は 都市 関 西 玉 計 **『**際空港 り受ける固 画 税 \mathcal{O} 及び 課 税 定資産 大 標 阪 準 玉 \mathcal{O} のう 際 特 のう 空 例

第十

五.

条関係

ち、 直 . 接 本来 の事 業 0 用 に供す Ź 定 \mathcal{O} 固 定資産とすること。 (第三百 四十. 九 条の三 関 係

8 特定 都 市 河 Ш 浸 水 被害 対 策法に基づき設置され た 定 \mathcal{O} 雨 水 貯 留浸透: 施設 に 係 る 古 定資 産 税 \mathcal{O} 課 税

井 内 において市町村の条例で定める割合 (大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二) (現

課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一

以上六分の

五.

一 以 下

 \mathcal{O}

範

標準

 \mathcal{O}

特

例

措置に

ついて、

行三分の二) を乗じて得た額とした上、 その対象資産 の取得 期限を平成二十七年三月三十一 日まで延

長すること。(附則第十五条関係)

9 玉 際 船 舶 に係 る 固 定資 産 税 \mathcal{O} 課税! 標 準 . О 特 例措 置に つ V) て、 課税標準 をそ 0 価 格 \mathcal{O} + 八 分 \mathcal{O} (現

行 + 五分の一) とした上、 その 適 用 期限 を平 成二十六年度まで延長すること。 **(**) 則第十 五 条関 係

10 特 例 民法法· 人から移行 した一 定の一般社団法人又は 般財 団法人が平成二十年十二月一 日 前 カン ら設

置 L てい る図 [書館、 博物 館 及び 幼稚園 において直接その用に供する固定資産に っい て、 固定資産 税及

び 都 市 計 画 税 を非 課 税とする特 例 措 置 を講ずること。 (附則第四 + 条関係

11 原 子 力 発 電 所 \mathcal{O} 事 故に関 して 警戒 X 域 **改設定指** 宗等の 対象となっ た区 域 內 0 土 地 及び家屋 に 係 る 固 定

資産 税 及び 都 市 計 画 税 \mathcal{O} 課 税 免除措置等について、 次のとおり見直しを行うこと。 附 則 第 五. 十五条

- (-)課税 免除措置 について、 その対象資産を住民に対し避難 のための立退きを行うことを求める指示
- 勧告、 助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋とした上、 その
- 適用期限を当分の間 (現行平成二十三年度及び平成二十四年度のみ) とすること。
- (_) 減額措置について、 その減額対象期間を課税免除措置の対象外となってから原則三年度分 (現行
- 単年度分) とした上、 その適用期限を当分の間 (現行平成二十四年度のみ) とすること。
- 12 警戒 区域設定指 示 区域内 に所在 してい た家屋 0 敷地 の用 に供され 7 7 た土地で平成二十三年度分の
- 固 |定資産税について 住宅用 地 に係 る課税標準 の特 例措置 の適用を受けたものに代わるものとして取得
- された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象資産を居住
- 困 難 区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在してい た家屋 の敷地 0) 用
- に供されていた土 地で平成二十三年度分の固定資産税につい て住宅用 地 に係る課税標 準 \mathcal{O} 特 例措! 置 0
- 適用 を受けたも 0 に代わ るものとして取得された土地とした上、 その 対 象資 産 0) 取 得 期 限 を 同 日 か 5
- 当該居公 住 困 難 区域 の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの 間とす

13 警 戒 区 域 設定 指 示 区 域 内 に 所 在 して 7 た家屋 に代わるものとして取得された家屋に係る 古 定資 産 税

及 び 都 市 計 画 税 \mathcal{O} 減 額措置について、 その 対象資産を居住 困 難 区 .域を指定する旨の公示が あ <u>______</u>つ た 日 に

お て当 該 居 住 困 難 区 .域内に所在してい た家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、 そ 0) 対

象資 産 \mathcal{O} 取 得 期 限 を同 日 か ら当 |該居住 困 難 区域 0 指定を解除する旨 の公示が あ った日 から起算して三

月 (新 築家 產 に あ 0 ては 年) を経過 する日 ま で 0) 間とすること。 附 |則第| 五. 十六条 《関係》

14 警 戒 区 域 設定 指 示 区 域 内 に 所 在 L 7 1 た (償却 資 産に 代 わ るも のとし 7 `取得 さ れ た 償 却 資 産 に 係 る 古

定 資 産 税 \mathcal{O} 課 税 標 潍 \mathcal{O} 特 例 措置 に つい て、 その対 象資産 を居 住 困 難 区 域 を指 定 する旨 \mathcal{O} 公示 が あ った

日 に お いて当該 居 住 困 難 区 .域内に所在してい た償 却 資産 に代わるものとして取得された償 却 資産 とし

た上、 その対象資 産 \mathcal{O} 取 得 期 別限を同 日 から当該居住 困 難 区域 の指 定を解除する旨 の公示が あっ た 日 カ

5 起算して三月を経 過す る 日 までの 間とすること。 附 則 第五十六条関 係

15 次 0 とお ŋ 課 税 標 準 \mathcal{O} 特 例 措 置等 \mathcal{O} 適 用 期 限 を延長すること。

(-)玉 内 航空 機 に係 る固 定資 産 税 \mathcal{O} 課 税 標準 \mathcal{O} 特 例 措置について、 その対象資産を平成二十五 年度ま

で (現行平成二十三年度まで) に新 たに固 I定資: 産 一税 が課されるも のとすること。 附 則 第 十五 関

係

- (\Box) 沖縄 電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税 の課税標準 の特例措 置に
- つい て、 その適 用期限を平成二十六年度まで延長すること。 附 則第十五 条 関 係

 (Ξ)

日

|本貨

物鉄

道

株式会社が

取得した新

造

車

両 に

係る固定資

産

税

の課

税

標準

 \mathcal{O}

特例

措置

に

ついて、

そ

- 0 対 象資 産 \mathcal{O} 取 得 期限を平成二十六年三月三十一日ま で延長すること。 附 則第十五 条 関 係
- (四) 鉄 道 事 業者 が 地 域公共交通 \mathcal{O} 活性 化及び再生 に関す る法 律に規定す る鉄道 事 業 再構 築事 業を実施
- する路線 に お 1 て 政 府 の補助を受けて取得した一定 の家 屋及び償却資 産に係 る固定資 産 税 及び 都 市
- 計 画 税 \mathcal{O} 課 税標 進 の特例措置について、 その対象資産の取得期限を平成二十六年三月三十一 日 ま で
- 延長すること。 (附則第 十五条関係
- (<u>Fi</u>) 農林 漁業有機 物 資源 のバ 1 才 燃料 \mathcal{O} 原材料として \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促進 に 関 する法律に 規定す るバ 1 才 燃
- 料製造業者 が 同 法 に 規定 する 認 定 生 産 星製造連: 携 事 業 計 画 に 従 って・ 実 施 でする生 産 製 造 連 携 事 業 12 ょ ŋ
- 新設 た一 定 \mathcal{O} 機械そ \mathcal{O} 他 0 設 備 に係る固定資産 税 \mathcal{O} 課 税 標準 \mathcal{O} 特 例 措置 に つい て、 その 対 象 資 産

の 取 得 期 限 を平 成二十六年三月三十一 日まで延長すること。 附 則 第十五名 条 関 (係)

(7)て、 て取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計 特定外貿埠 その対象資産 頭 0) 管理 の取得期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 運営に 関する法律に規定する指定会社等が 画税 玉 \mathcal{O} 補助 の課税標準 又 は 無利 (附則第十五条関係 . О)特例: 子貸付 措置につい けを受け

(七) 市 北 計 海 画 道 税 旅客鉄道株式会社等が \mathcal{O} 課 税 |標準の 特 例 措置 が所有 に つ 1 し又は借 て、 その り受けている一 適 用期限 を平成二十八年度まで延長すること。 定 \mathcal{O} 固定資産に係る固 定資 産 税及び都 (附

則第十五

条

の 二

関

係

(7) 産 度まで延長すること。 に係る固定資産税及び都市計 北 海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の (附則第 画税 十五条の三関 \mathcal{O} 課税標準の特例措置について、 係 その適用期限を平成二十八年 固定資

(九) 築期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 新築住 . 宅及び新築中 高 層 耐 火建 築住宅に係る固 定資 産 税 (附則第十五条の六関係) \mathcal{O} 減額措品 置 に ついて、 その対象資産 の新

 (\dagger) 長期 **漫良住** 宅 の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産 税 の減額措

置 について、 その対象資産の 新築期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十

五. 条の七関係

(-)

外国貿易船に係る固定資産

税

の課税標準

の特例措置について、

課税標準をその価格の六分の一

次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

16

現行十分の一)とすること。 (第三百四十九条の三関係

公害防

止用設備に係る固定資産税

 \mathcal{O} 課

税標

準 \mathcal{O}

特例措置

について、

次のとおり見直

L

を行った上

その対象資産 0 取得期限を平成二十六年三月三十一日(エについては、平成二十七年三月三十一

日 まで延長すること。 (附則第十五条関係)

ア 対象から土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌の汚染を除去するための償却資産

を除外すること。

1 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設については課税標準をその価格の二分の一

(現行三分の一)とすること。

ウ 対象資産 に土壌汚染対策法に規定する特定有害物質 の排出抑 制 施設を追加した上、 課税標 準を

その 価 格 の二分の一とすること。

工 下水道除害施設については課税標準をその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以

下 の範囲内にお いて市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分

の三 を乗じて得た額 (現行四分の三)とすること。

 (Ξ) 成田 玉 際空港株式会社 が その 事 業 \mathcal{O} 用に供する一定の 古 定資産 に係る固定資産 屋税及び 都 市計 画 税

 \mathcal{O} 課税 標準 \mathcal{O} 特 例 措置 に つい て、 課 税 標準 をその 価 格 \mathcal{O} 五. 分 \mathcal{O} 兀 (現行四分の三) とした上、 その

適 用期限を平 成二十五年度まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(四) 三大都市圏 の特定市 の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固

定資産 税 の減額措置について、 第一 種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額割 合を新築後三

年度間 は三分の二減額、 その 後二年 度間 は二分の一 減額 (現行新築後五年度間 は三分の二減 額) لح

した上、 その対象住宅 の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条

の八関係

次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(-)廃 棄 物 再 生 処 理 用 設 備 に 係 る 固 定 資 産 税 \mathcal{O} 課 税 標 進 \mathcal{O} 特 例 措 置 附 則第 + 五. 条 関 係

 (\Box) 畜産業者が 取 得 L た家畜排 せ 0 物 0) 管理基準 準に適合する一 定の管 理 施設 に係る固 定資 産税の 課税

標準の特例措置 (附則第十五条関係)

 (Ξ) 定 0 法 人が 公共事 業に係る政 府 0 補 助を受けて取得 日 本貨物鉄道 株式会社に貸し

付

け

た鉄

道貨物 輸 送 \mathcal{O} 効率 化 \mathcal{O} た 8 0 線路設: 備 等に係る固 定資産 税 \mathcal{O} 課 税 漂準 \mathcal{O} 特 例 措 置 附 則 第十五 条 関

係)

(四) 政 府 \mathcal{O} 補 助を受け Ź 取 得された一 定 \mathcal{O} 太陽 光を電気に変換 する設 備 に係る る 固 定 資 産 税 \mathcal{O})課税! 進

の特例措置 (附則第十五条関係)

(<u>Fi</u>) 旧 日 本 玉 有 鉄 道 清算 事 業団 又は 独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 一行政法 人鉄道建設 運輸 施 設整備支援機構が 行う基盤整 備 事

業 に ょ ŋ 日 本貨物 鉄 道 株 式会社 が 取 得 L た家屋 又は償却資産に係る固定資産 税 及び 都 市 計 画 税 \mathcal{O} 課

税標準の特例措置(附則第十五条の三関係)

八 軽自動車税

特例措置 自 警戒 動 車 置について、 等 区 域 に 係 設定指 る 軽 自 示 次のとお 区 動 |域 車 角 税 の自 \mathcal{O} り改めること。 非 課 動 車等 税 措 に 置 及 び 代 わ 警 る (附則第五十七 戒 ŧ 区 0) と市 域 設 定 町村 指 条関 長 示 区 が 認 域 係 内 8 る \mathcal{O} 軽 軽 自 自 動 動 車 車等とし · 等 に 係) て 取! る軽 得 自 され 動 車 税 た 軽 \mathcal{O}

1 自 す L) た場: る 日 動 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動 車持 特 ま 合に で 例 措 出 \mathcal{O} [困難] 間 置 お け に を講ずること。 対象 る当 区 域 区 該 を指定する旨 域 取 內 得 用 され 途 た軽 廃 1の公示 止 等 自 軽 動 が 車 自 等 動 あった日における所有者等が、 に 車 対 等に代わ L っては、 車 税に限 るも 軽 0 り、 自 と市 動 対象区域内用途廃止等軽 車 税 町 を 村 課することができな 長 がが 同 認 日 8 か る軽 ら平成二十五年 自 動 車 自 · 等 ٧ì 動 を Ł 車 \mathcal{O} 取 匹 等 لح 得 月 \mathcal{O}

2 に 象区域内 放当することとな 当 対象区域 該 他 軽 \mathcal{O} 自 內 軽 軽 自 動 動 車 自 等 車 動 ŋ, 等 以 車 外 等 \mathcal{O} カコ 取 0 O自動 軽 つ、 得をした後に、 自 当該 東持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対 動 車等 取 得 (以 下 L 対象区 た他 他 \mathcal{O} の軽が 軽 域 角 自 自 動 軽 車 自 動 車等」 等 動 を 車 等が 対 という。 象 .. 対 区 域 象 内 区 |域 用 を取得した場合にお 内 途 用途 廃 止 等 廃 軽 止等 自 動 軽 車 自 · 等 動 に 車 1 代 等 7

わ

るも

のと市

町村

長が認

めるときは、

当該

他

0

軽

自

動

車等

に対する平成二十四

年

度及び平成二十

五.

年

度分 の軽 自 動 車税 ĬZ 保る地・ 方団 体 の徴 収 金に係る納 税義務を免除 又は当該徴収金を還付する特 例

措置を講ずること。

3 対象区域 内軽自 動 「車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、 当該

対象区域内 軽 自 動 車等は、 自動 新車持出 困 .難区域を指定する旨の公示があった日以後軽自動 軍税の 課税

客体である軽自 動 車 等でな かったものとみなす特例措置を講ずること。

九 事業所税

1 沖 縄 振 興 特 別措 置 法に規定する提 出 観光地形 成 促 進 計 画 に お いく て定 め 5 ń た 観 光 地 形 成 促 進 地 域 E

お 7 て設置される特定民 間 観 光関連 施 設 のうち平 -成二十-九年三月三十 日までに新設され た ŧ のにつ

いて、 資産割 に係る課税標準を当該施 設 の新設の日から五年間二分の一 控除する措置を講ずること。

(附則第三十三条関係)

2 沖 縄 振 興 特 別措 置 直法に規_・ 定す る同 意情 報通 信 産 業振 興計 画 に お いて定めら れ た情 報 通 信 産 業振り 興地

域に お 7 て設置され っ る 一 定 の情 報 通 信 産 業 又は 情 報 通 信 技 術 利 用 事 業 0 用 に 供 いする施 設 に 対 する資 産

割 12 係 る課税標準 \mathcal{O} 特 例 措 置に つい て、 同法 の改正 に伴う規定の 整備 を行った上、 その適 用 期 限 を五

年延長すること。(附則第三十三条関係

3 沖 縄 振 興 特 別措 置 法に 規定す うる提出 産業高度化 事業革 新 促進 計 画 に おい 7 定め 6 れた産業高 度化

事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化 ·事業革新促進事 業の 用 に供

する施設のうち平成二十九年三月三十一 日までに新設されたものについて、 資産割に係る課税標 準を

当該 施設 の新設の 日 いら五に 年間二分の一 控除する措置を講ずること。 (附則第三十三条関係

4 沖 縄 振 興 特 別措 置 宣法に基づ 一づき指定され る国 際 物 流 拠 点 産業 集 **看地**: 域 12 お V) て設置され る 一 定 \mathcal{O} 玉 際

物 流 拠 点産 業 \mathcal{O} 用 に 供 す る施設のうち平 -成二十· 九 年三月三十一 日 までに新設さ ħ たも 0) に つ ζ, て、 資

産割 に係 る課税標 準を当 該 施設の 新設の 日から五年間二分の一 控除する措置を講ずること。 (附則第

三十三条関係)

十 その他

1 総 務大臣 が 施行 日 以後最初に指定して公示した居住困難 区 域 は、 三の 4か ら6まで及び七 の 12 か 5

14まで \mathcal{O} 特 例 措 置 \mathcal{O} 適 用 に つ ۲, ては、平成二十三年三月十一 日から居住困難 区域であったものとみな

して、特例措置を適用する。(改正法附則第十五条関係)

2 総務大臣 が 施 行 日 以 後 最 初 に 指定して公示した自 動 車 持 出 困 .難 区域 は、 兀 0) 11 六 0 3 及 び 人 の特

例 措 置 \mathcal{O} 適 用 に つ 1 · _ は、 平成二十三年三月十 日から自 動 車 持 出 困 難 区 域 で あ Ó たものとみなして

、特例措置を適用する。(改正法附則第十五条関係)

第二 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

1 平 成二十五 年度かり ら平成二十七年度までの各年度分の 国 有資産等所在市 町村交付金につい て、 固定資

産 \mathcal{O} 価 格 \mathcal{O} 修 正 通 知 又 は 修修 正 \mathcal{O} 申 出をする場合に比較すべ き類似 の土地 \mathcal{O} 価格 に係る特例 措 置 |を講ずる

」と。 (附則第十五項関係)

2 玉 カン ら新 関 西 玉 際 空 ·港株式 会社に出資した固定資産のうち、 平成二十 五年度に お į١ て固定 資 産 税を

課

されるものについては、平成二十五年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例

措置を講ずること。(附則第十七項関係)

第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前 記 第一 の 三 の 1, 第一 の七 の7及び第二の 2の改正は平成二十四年七 月 一 日 か ら、 第一 0 0) 1 及

び2の改正は平成二十六年一月一日から、第一の七の6の改正は電気事業者による再生可能エネルギー

電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は平成二

十四年四月一日から施行すること。